

次世代育成支援対策推進法に基づく

社会福祉法人山口市社会福祉協議会行動計画（第4回）

職員が仕事と子育てを両立させることができるよう妊娠・出産・復職時における支援を拡大し、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日～令和11年6月30日まで（5年間）

2. 内 容

目標1：育児のためのパンフレットを各部署に配付し、制度の周知を図る。また、育児休業を取得する職員とその関連部署の職員がお互いの立場を理解しあえる環境にするためにパンフレット等を活用し周知・啓発する。

<対策>

- 令和6年11月～ 育児のためのパンフレット等の配付による周知・活用
- 令和7年 2月～ 育児休業を取得する職員の環境に関する周知・啓発の徹底

目標2：「育児休業取得率（男女ともに）100%」及び「1箇月以上の育休取得」を目標とし、育児休業制度について引き続き周知を図る。

<対策>

- 令和7年 3月～ 育児休業制度の周知
- 令和7年 3月～ 育児休業の男性該当職員への制度利用の働きかけ

目標3：時間外労働の削減のため、職員自身が残業しない日を週1回以上決めて計画書を作成し、所属長が実施の管理を行う体制を整備する。

<対策>

- 令和元年7月～ 「MYノー残業デー（曜日）月別計画書」を職員に配付し、職員自ら計画書を作成し、本人、所属長、総務課が保管し実施状況をお互いに確認

次世代育成支援対策推進法に基づく

社会福祉法人山口市社会福祉協議会行動計画（第4回）

職員が仕事と子育てを両立させることができるよう妊娠・出産・復職時における支援を拡大し、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日～令和11年6月30日まで（5年間）

2. 内 容

目標1：育児のためのパンフレットを各部署に配付し、制度の周知を図る。また、育児休業を取得する職員とその関連部署の職員がお互いの立場を理解しあえる環境にするためにパンフレット等を活用し周知・啓発する。

<対策>

- 令和6年11月～ 育児のためのパンフレット等の配付による周知・活用
- 令和7年 2月～ 育児休業を取得する職員の環境に関する周知・啓発の徹底

目標2：「育児休業取得率（男女ともに）100%」及び「1箇月以上の育休取得」を目標とし、育児休業制度について引き続き周知を図る。

<対策>

- 令和7年 3月～ 育児休業制度の周知
- 令和7年 3月～ 育児休業の男性該当職員への制度利用の働きかけ

目標3：時間外労働の削減のため、職員自身が残業しない日を週1回以上決めて計画書を作成し、所属長が実施の管理を行う体制を整備する。

<対策>

- 令和元年7月～ 「MYノー残業デー（曜日）月別計画書」を職員に配付し、職員自ら計画書を作成し、本人、所属長、総務課が保管し実施状況をお互いに確認

次世代育成支援対策推進法に基づく

社会福祉法人山口市社会福祉協議会行動計画（第4回）

職員が仕事と子育てを両立させることができるよう妊娠・出産・復職時における支援を拡大し、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日～令和11年6月30日まで（5年間）

2. 内 容

目標1：育児のためのパンフレットを各部署に配付し、制度の周知を図る。また、育児休業を取得する職員とその関連部署の職員がお互いの立場を理解しあえる環境にするためにパンフレット等を活用し周知・啓発する。

<対策>

- 令和6年11月～ 育児のためのパンフレット等の配付による周知・活用
- 令和7年 2月～ 育児休業を取得する職員の環境に関する周知・啓発の徹底

目標2：「育児休業取得率（男女ともに）100%」及び「1箇月以上の育休取得」を目標とし、育児休業制度について引き続き周知を図る。

<対策>

- 令和7年 3月～ 育児休業制度の周知
- 令和7年 3月～ 育児休業の男性該当職員への制度利用の働きかけ

目標3：時間外労働の削減のため、職員自身が残業しない日を週1回以上決めて計画書を作成し、所属長が実施の管理を行う体制を整備する。

<対策>

- 令和元年7月～ 「MYノー残業デー（曜日）月別計画書」を職員に配付し、職員自ら計画書を作成し、本人、所属長、総務課が保管し実施状況をお互いに確認